

## 匿名加工情報の取扱いについて

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）では、個人情報を使用して匿名加工情報を作成し、第三者に提供するときは匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供方法について公表することとされています。

匿名加工情報は、一定のルールの下で本人の同意を得ることなく事業者間におけるデータ取引やデータ連携を含むパーソナルデータの利活用を促進することを目的に個人情報保護法の改正により新たに導入されました。

匿名加工情報とは、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報のことをいいます。

当健康保険組合では、保健事業を円滑に実施するため、レセプト等分析業者へデータ提供し、保健事業や疫学調査等のため、レセプト等分析業者において特定の個人を識別すること及び作成に用いる個人情報を復元することができないように加工した匿名加工情報を断続的に作成し、電子的な通信手段を用いてレセプト分析業者に提供させていただきます。

### ●匿名加工情報に含まれる情報の項目

- ・ I D（匿名加工したもの）
- ・ 性別
- ・ 生年月日
- ・ 医療保険の資格情報（資格取得日、資格喪失日、本人・家族区分等）
- ・ 診療報酬明細書（レセプト）情報
- ・ 健診の受診履歴
- ・ その他（保健事業実施に伴う関係情報）

### ●レセプト等分析業者

株式会社 J M D C

### ●匿名加工情報の提供方法

セキュリティが担保された電子的な通信手段を用いて提供